

最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

業務改善助成金



業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

■助成対象

事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者

■助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象

■相談窓口

北海道最低賃金総合相談支援センター
(☎0120-67-3110) ※平日9時～17時

■申請先 北海道労働局雇用環境・均等部企画課
(☎011-788-7874)



キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

本助成金は8つのコースに分けられますが、「最低賃金引き上げ」に関係するのは、有期契約労働者等の賃金規定等を改定した場合に助成する「賃金規定等改定コース」です。

人事評価改善等助成金



人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップおよび離職率の低下を図る事業主に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

■相談窓口(キャリアアップ助成金・人事評価改善等助成金)
北海道労働局職業安定部職業対策課(☎011-788-9132)



北海道最低賃金総合相談支援センターの開設

最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために、経営や労務管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供する『北海道最低賃金総合相談支援センター(事業受託者:北海道中小企業団体中央会)』を開設しています。

■相談窓口 (☎0120-67-3110/平日9時～17時)



労使ともに知識を深める！働き方改革推進に向けた説明会が開催

○函館会場

■日時：8月4日(金)

13:30～15:30

■場所：サンリフレ函館

(函館市大森町2-14)

北海道労働局では、『ニッポン一億総活躍プラン』等の最大のチャレンジとされている『働き方改革』として、道内における働き方の見直しに向けた機運の醸成を図っているところです。その一環として、働き方改革に係る『非正規雇用者の無期転換ルール』や『改正育児・介護休業法』等の説明会が道内各所で開催されます。

詳細は、北海道労働局ホームページ

(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

講演内容

非正規労働者の処遇改善～

来年4月から申請本格化！非正規労働者が雇用期間などの条件に基づいて正規労働者になることができる『無期転換ルール』について

女性活躍の推進～

今年10月から本格スタート！保育所などに子どもが入所できない場合は2歳まで育児休業が取得可能、育児休業給付金の給付期間の延長、多くの変更点がある『改正育児・介護休業法』について

8月31日は「個人事業税」第1期分の納期限です。